

## お知らせ

## 工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて

令和7年4月以降の工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札における物件等級の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

## 1 物件等級を定める工事種目及び経営事項審査の総合評定値（P点）並びに発注予定価格

工事種目	物件等級	経営事項審査の総合評定値（P点）	発注予定価格（税込）
土木工事	A	1,100点以上	3億円以上
	B	800点以上 1,100点未満	9000万円以上 3億円未満
	C	600点以上 800点未満	2500万円以上 9000万円未満
	D	600点未満	2500万円未満
建築工事	A	1,100点以上	6億円以上
	B	800点以上 1,100点未満	1億5000万円以上 6億円未満
	C	650点以上 800点未満	3500万円以上 1億5000万円未満
	D	650点未満	3500万円未満
舗装工事	A	800点以上	1億円以上
	B	600点以上 800点未満	2500万円以上 1億円未満
	C	600点未満	2500万円未満
電気工事	A	1,050点以上	1億3000万円以上
	B	750点以上 1,050点未満	3000万円以上 1億3000万円未満
	C	750点未満	3000万円未満
給排水衛生冷暖房工事	A	1,000点以上	1億3000万円以上
	B	700点以上 1,000点未満	3000万円以上 1億3000万円未満
	C	700点未満	3000万円未満
造園工事	A	700点以上	2000万円以上
	B	700点未満	2000万円未満

※ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P点）から10点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P点）とみなすものとする。

## 2 実施時期

令和7年4月1日

## 3 その他

別添「令和7年度 受注可能本数表（契約管財局発注工事に係る受注可能本数の制限要領第4条及び第5条）」のとおりに

別表「契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い」のとおりに

○問い合わせ先

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

電話06-6484-7893・7424